11.17.

0 室見学記を掲載しましたが、一番号(四号)で松戸市議会 前号(四号)で松戸市議会図書 とはつ。 青木和子

2 そも議会図書館とはどの様な所な のかい て、アメリカ合衆国議会図書館を 先ず、代表的な議会図書館とし 改めて調べてみました。

取り上げます。

シントンC.に80年設立。連邦政「アメリカ議会図書館」は、 発展を遂げ、世界最大の図書 立法府)に所属し、めざましい した。財源は連邦議会だか、たる追け世界最大の図書館に 、贈与は受け付ける。資料 500万点超。職員は約60人。 連邦政府 は

> る議会調査局を発足させた。 連邦議会 図書館の内局として のための調査機関であ

料提供、レファレンス回答、独

連邦議会上下両院のための資

ションを基に作成した書読 収集された膨大な網羅的コレク 夕は、非常に価値が高い。 白の調査研究まで様々な情報す しピスを提供。納本制度かあり、 97年以降、これらの目録や書 テー

中の多くの人々に利用され、 クセスできるようになり、世界 備され、 読情報はデータベースとして整 トワークを通じて世界中からア の文化の中核を担っている。 般利用者に対する資料提供 コンピューター・ネッ

> らも間接的に受けることができ、 字四書や録音図書を提供している T= 蔵書の公開などを行っている。ま 米国内の図書館相互の質倍制度の は館内閲覧の他、各地の図書館か 誇や民族音楽のレコーディング、 維持、印刷物・資料・写真の複写 しては、地域の図書館を通して点 障害のある人へのサービスと

19年に設立された。 国立国会図書館法前文には「真

日本の国立国会図書館は、

アメ

信に立って、憲法の誓約する日本 とを使命としてごこに設立される 理がわれらを自由にするという確 の民主化と世界平和に寄与するこ

にはて 行に資すると共に、行政及び司法 料を蒐集し、国会議員の職務の送 しと設立の理念をうたい、第2条 の各部門に対し、更に日本国民に 図書および その他の図書省

()を仕を提供する」と、)奉仕を提供する」と、 この法律に規定する図書館 その目的を

る資料を収蔵するため、20年へHへか、4代田区水田町の現庁舎は、19年 智念 図書館からその殆どを引き継ぎ、明治時代の帝国議会図書館と帝国 八年)、京都府精華町に関西館を 同年、台東区上野に、国際 4000万点超(0年度

見学しました。その見学記は、そ れぞれ会報13号とか号に掲載して と20年に国立国際 に国立国会図書館を見学し、 います。 松堂 「おー 図書館を見学し、2007年一い図書館」は、10年 子ども図書館を

て簡単に記します。 1= りますが、その組織と役割についについて、前号と重なる部分もあ 次に、 地方自治体の議会図書室

> 方自治法第四条第月項)。 設置が義務付けられているへ必 室は、すべての地方自治体での 地方自治体には首長へ執行機 方自治体における議会図書

れ、議会には条例制定や予算の 議決などの権限が与えられている。 と議会(議事機関)が置か

する場合など、執行機関からの 議会で首長提出の条例家を審議 事が出来ないからだ。例えば、 源を持たなければ、 は 、執行機関から独立した情報議会に図書室が設置されるの 実質的に仕

説明資料だけではなく、別の情

報源から得たデータや分析と比

子とも図書館を全面開館した。

様な提言を行っている片山善博 室の充実をうたう「議会基本条 較できなければ、 191 や代案提示は困難であろう。 ているが、 し制定の動きが全国で広がっ 議会の機能強化のために 地方議会について様 問題点の指摘 図書

にとっても取り組む価値のある課

図書室支援の拡充は、公立図書館 スの意義と効果を考えれば、議会

本来の議会図書室によるサー

を基にして、執行機関への対抗軸も「議会図書室を通じて得た情報 慶応義塾大学教授(元鳥取県知事) を築くことが、 る早道だ」と指摘している。 自治体の質を高め

立つ高度な情報収集能力を有する 図書室では、政策立案に確実に役 員)の調査活動の「要」なのだ。 ると言わずるを得ない。 理想と現実には大きな隔たりがあ 図書室の存在を生かすことは難し に頼るだけでは、せっかくの議会 な立場に置かれた職員個人の努力 図書室を管理している。そのよう 議会事務局職員が他の業務の傍ら 司書は配置されず、行政職である しかし、 議会図書室は、まさに議会へ議 今のままでは、 大多数の自治体の議念 議会図書室の

を移転するというものです。 東側の台地に四書館や市民会館等興味があったからです。松戸駅の 進のようとしている図書館構想に 馬向であり、ユニークなものでし ました。伊東さんの話はとてる先 前館長の伊東直登さんの話を聞き どういった本があるかということ に分けてあり、本の並べ方も書架 ーナーや小説・短歌コーナー いという事柄が多々ありました。 ているということがすぐに分かり いように、利用者目線で考えられ めての利用者でも戸惑うことのな の左から右に並んでいて、どこに 私がこの企画に参加させて頂 図書館の中を案内して頂いた後 松戸中の図書館むこうありた の一つは、 現在、松户 7 ましたこ。 市 など

4)図書館をつくることが出来るか、 はなく 一つれはいかに市民の声を届けるこ みんなで力を合わせて、市民のに とが出来るかにかかっています。 のの図書館づくりを目指しましょうり 市民のための市民が望む うち、図書館友の会金国連絡会 書館の大切さを実感したことを 実例を示しなから話されました。 テーマは「公立図書館における 担当の分科会に参加しました。 のまちづくりに関わる中で、 午後は分科会。什の分科会の X 第の回大会から図書館友の会全国 て市民がどの様に関われば良い公立図書館の活動や諸問題に対し 連絡会が担当し運営しています。 のかを考え、図書館協議会に注目 当分科会「市民と図書館」は、

全国図書館大会

第102

報告

図書館の未来」。 **包ら無農薬で西園を耕し稲作塾を** 午前は森田秀之氏の記念講演

主宰し

、放置林での新かくりなど

から山の整備を学ぶ一方、

デイ

スカッションを行いました。

場として として、公日本図書館協会の主10月16日回、青山学院大学を今

催で開催されました。 今大会のテーマは「地域創造と

置づけし「田原市図書館協議会

因みに、

松戸市では未だに図書

の活動から」「図書館協議会の

青山学院大学を会 青木和子

会の現状と未来とし。

と課題」。続いて、松岡要(元 もだち・鎌倉)の諸氏が、それ 授による「図書館協議会の現状 長)、阿曾千代子(図書館とと 日本図書館協会事務局長) 下芳則(元愛知県西原市图書館 基調報告は山口洋中央大学教

ぞれ「図書館協議会の制度的位

市民参加のあり方と図書館協議

全国の公立四書館の半数に設置さ

れている図書館協議会が市民のた 大切な役割として「私たちの図書 めに機能する望ましい形を模索し

館宣言」に盛り込まいました。

図書館協議会のあり方などに多

くの問題を抱えながらも、図書館

運営の改善に結びついた例などか

報告され、図書館協議会を中心と した市民参画のあるべき姿を話し

合いました。

館協議会は設置されていません。

活動から見えてきたことでしめ

未来を求めてし四書館友の会の

テーマでのトーフの後、パネル

次に、改めて「私たちの図書館

宣言しを掲載します。

# わたくし と しょかんせんげん 私 たちの図書館宣言

としょかん じんるい えいち ほうこ 図書館は人類の叡智の宝庫です。

よ しら まな こうりゅう ひつよう じょうほう え きょういくきかん 読み、調べ、学び、交流し、必要な情報が得られる教育機関として、

わたくし じりつ ちいきしゃかい はってん しせつ 私 たちの自立と地域社会の発展になくてはならない施設です。

わたくし と しょかん すがた かか **私 たちは、ここに図書館のあるべき 姿 を掲げます。** 

- し じゅう まな けんり ほしょう としょかん **一 知る自由と学ぶ権利を保障する図書館**
- だれ みぢか むりょう りょう
- 二 いつでも、どこでも、誰でも、身近に無料で利用できる図書館
- しりょう じょうほう ほうふ しゅうしゅう せいり ほぞん ていきょう としょかん 三 資料・情報が豊富に収集・整理・保存・提供されている図書館
- ししょしょくせいど かくりつ けいけん つ かんちょう しょくいん としょかん 四 司書職制度が確立され、経験を積んだ館長と職員がいる図書館
- りょうしゃ まも と しょかん **五 利用者のプライバシーを守る図書館**
- きょういくいいんかい せきにん せっち ちょくせつ かんりうんえい としょかん 七 教育委員会の責任で設置し、直接、管理運営される図書館

わたくし じつげん と しょかん ささ まも ひと て 私 たちは、この実現のために、図書館を支え、守り、すべての人と手をつなぎ、

と しょかん せいちょう せんげん 図書館とともに成長することを宣言します。

図書館友の会全国連絡会

2009.5.25 総会決議 2012.5.22 総会改訂

Copy Right ©図書館友の会全国連絡会 All Rights Reserved.

#### 「私たちの図書館宣言」解説 2011 年 5 月 23 日採択

## 一 知る自由と学ぶ権利を保障する図書館

私たちは、図書館のさまざまな資料・情報から、読書の喜びを得ると共に、自ら調べ、考え、判断して課題を解決します。図書館の資料収集を制約したり、検閲したり、収集した資料を書架から撤去、廃棄することは、利用者の判断の幅をせばめます。どんな事実や表現も、制限されることなく図書館に蓄積されていくことで、後世の人々も、知る自由と学ぶ権利を保障されます。

## 二 いつでも、どこでも、誰でも、身近に無料で利用できる図書館

図書館は、赤ちゃんからお年寄りまで、図書館に足を運べない人も、通常の資料では利用できない人も、外国人も、誰もがいつでも利用できる「本と情報のある広場」です。身近な図書館を「無料」で利用できることが、教育・情報格差をなくし、住みよいまちづくりを応援します。

## 三 資料・情報が豊富に収集・整理・保存・提供されている図書館

資料・情報は幅広く豊富なほど役にたちます。図書館には、世界を知る資料から地域や生活の最新情報まで、古今東西の叡智が、体系的に分類・整理・保存されていることが大切です。図書館は、私たち一人一人の読書の喜びのため、課題解決のためなど、さまざまな要望に応じて、より効果的・効率的に資料や情報を提供してくれるところです。

## 四 司書職制度が確立され、経験を積んだ館長と職員がいる図書館

潤沢な資料と情報があったとしても、必要な人に、必要とする時に手渡すことができなければ意味がありません。社会が複雑化し情報過多であればあるほど、収集・整理・保存・提供には専門知識と経験が必要です。職務倫理を備え、実務経験を積み重ねた職員、館長のいる司書職制度が確立した図書館が公共サービスを支え、質を高めます。

#### 五 利用者のプライバシーを守る図書館

私たちがいつ何を読み、どう利用したかはプライバシーの問題であり、図書館は、業務上知り得た秘密を外部に漏らさないという責務を負います。利用者の個人情報はもちろん、どのような種類の資料・情報もプライバシーを侵害されることなく安心して入手、利用できる図書館が、個人の尊厳に配慮した成熟社会へ導いてくれます。

#### 六 情報公開と民意に基づく図書館協議会が機能する図書館

図書館協議会は、よりよい図書館運営のために、利用者の代表が館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる大切な機関です。協議会が効果的に機能するためには、正確で公正な情報公開がなくてはなりません。市民の意思を十分反映できるように、開かれた図書館協議会を設置することが重要です。

# 七 教育委員会の責任で設置し、直接、管理運営される図書館

「図書館」は、法令上「教育機関」です。生涯学習の拠点である図書館は、さまざまな介入や干渉に左右されてはなりません。首長部局から独立した教育委員会において、公の責任のもと、直接、管理運営することで、中立性と公平性、専門性も継続され、市民の声が届きやすくなります。